

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第11号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第3項中「標準的な」を削り、「組合規則で定める」を「別表第2に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として組合規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第14条第2項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第17条第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第18条第1項中「もの」を「もの（以下「管理監督職員」という。）」に改める。

第25条中「次条第1項の規定に基づく組合規則で定める職員」を「管理監督職員」に改める。

第26条第1項中「管理又は監督の地位にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として組合規則で定める職員」を「管理監督職員」に改め、同条中第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により所定の勤務時間が割り振られた日の午前0時から午前5時までの間であって所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第26条に次の1項を加える。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を

超えない範囲内において組合規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して組合規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額

第31条中「、第15条及び第17条」を「及び第15条」に改める。

第34条第1項ただし書中「第68条第2項」を「第68条第4項」に、「第99条第2項」を「第99条第4項」に改める。

第37条第1号中「貯金及びその」を削り、同条第4号中「、全大阪労働者共済生活協同組合及び大阪労組生活協同組合」を「及び全大阪労働者共済生活協同組合」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

行政職給料表

給 号	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	の級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		133,900	162,600	219,100	261,700	337,300	370,000	480,500	538,600
2		134,800	164,400	220,900	263,500	339,600	372,500		
3		135,700	166,200	222,700	265,300	341,900	375,000		
4		136,600	168,000	224,400	267,100	344,200	377,500		
5		137,400	169,600	226,200	268,800	346,300	379,900		
6		138,300	171,600	228,000	270,600	348,600	382,400		
7		139,200	173,600	229,800	272,400	350,900	384,900		
8		140,100	175,600	231,500	274,200	353,200	387,400		
9		141,000	177,500	233,300	276,000	355,400	389,900		
10		142,100	179,500	235,100	278,000	357,700	392,300		
11		143,200	181,500	236,900	280,000	360,000	394,700		
12		144,300	183,500	238,600	282,000	362,300	397,100		
13		145,400	185,400	240,400	283,800	364,600	399,500		
14		146,500	187,400	242,200	285,800	366,900	401,600		
15		147,600	189,400	244,000	287,800	369,200	403,700		
16		148,700	191,400	245,800	289,800	371,500	405,800		
17		149,900	193,300	247,500	291,800	373,700	407,800		
18		151,500	195,300	249,300	293,800	375,900	409,500		
19		153,100	197,300	251,100	295,800	378,100	411,200		
20		154,700	199,300	252,900	297,800	380,300	412,900		

21	156,200	201,200	254,600	299,800	382,500	414,600
22	157,800	203,200	256,400	301,800	384,400	416,200
23	159,400	205,200	258,200	303,900	386,300	417,800
24	161,000	207,200	260,000	306,000	388,200	419,400
25	162,600	209,100	261,700	307,900	389,900	420,900
26	164,300	211,100	263,500	309,900	391,400	422,300
27	166,000	213,100	265,300	311,900	392,900	423,700
28	167,700	215,100	267,100	313,900	394,400	425,100
29	169,400	217,100	268,800	315,900	395,900	426,400
30	171,200	219,100	270,600	317,900	397,400	427,300
31	173,000	221,100	272,400	319,900	398,900	428,200
32	174,800	223,100	274,200	321,900	400,300	429,100
33	177,500	225,100	276,000	323,900	401,700	430,000
34	179,100	227,600	277,800	325,900	402,900	430,900
35	180,500	230,100	279,600	327,900	404,100	431,800
36	182,000	231,700	281,400	329,900	405,300	432,700
37	183,600	233,300	283,200	331,900	406,500	433,600
38	185,100	235,200	285,000	333,700	407,500	434,500
39	186,600	236,900	286,800	335,500	408,500	435,400
40	188,100	238,700	288,600	337,300	409,500	436,300
41	189,700	240,400	290,400	338,900	410,600	437,100
42	191,200	242,200	292,500	340,000	411,000	438,000
43	192,700	244,000	294,600	341,100	411,500	438,900
44	194,200	245,800	296,700	342,300	412,000	439,800
45	195,800	247,400	298,600	343,400	412,300	440,600
46	197,300	249,200	300,700	344,400		441,500
47	198,800	251,000	302,900	345,400		442,400

48	200,300	252,900	305,100	346,400	443,300
49	201,900	254,400	307,100	347,400	444,100
50	203,200	256,200	309,200	348,400	445,000
51	204,500	258,000	311,300	349,400	445,900
52	205,800	259,800	313,400	350,400	446,800
53	207,200	261,400	315,400	351,400	447,600
54	208,500	263,200	317,400	352,400	448,100
55	209,800	265,000	319,400	353,400	448,600
56	211,100	266,800	321,400	354,400	449,100
57	212,500	268,400	323,300	355,400	449,400
58	213,500	270,100	325,200	356,400	
59	214,500	271,900	327,100	357,400	
60	215,500	273,700	329,000	358,400	
61	216,600	275,300	330,900	359,400	
62	217,500	277,100	332,300	360,400	
63	218,300	278,800	333,800	361,400	
64	219,200	280,600	335,300	362,400	
65	220,000	282,200	336,600	363,200	
66	220,600	283,900	337,600	364,100	
67	221,200	285,700	338,600	365,000	
68	221,800	287,500	339,600	365,900	
69	222,300	289,100	340,400	366,800	
70	222,800	290,800	340,700	367,300	
71	223,300	292,500	341,000	367,800	
72	223,800	294,200	341,300	368,400	
73	224,400	296,000	341,400	368,900	
74	224,900	297,700	341,700	369,200	

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行うとともに、担当係長等を補佐する主務の職務
4級	担当係長の職務
5級	課長代理又は担当課長代理の職務
6級	課長又は担当課長の職務
7級	部長の職務
8級	事務局長の職務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表が次の表の左欄に掲げる給料表であって、同日における職務の級が次の表の右欄に掲げる職務の級である職員の施行日における号給は、施行日の前日において当該職員が受けていた号給の号数から4を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、1）を号数とする号給とする。

行政職給料表	5級及び6級
--------	--------

- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1及び附則別表第2を次のように改める。

附則別表第1 施行日から平成31年3月31日までの間における再任用職員の経過措置額表（附則第2項関係）

給料表	職務の級	期 間			
		施行日から平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
行政職給料表	2級	242,580円	236,101円	231,182円	226,263円
	3級	253,403円	241,520円	236,489円	231,457円
	4級	263,738円	249,033円	247,000円	247,000円

附則別表第2 施行日から平成31年3月31日までの間における再任用職員の経過措置額表（附則第3項関係）

給料表	職務の級	期 間			
		施行日から平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
行政職給料表	2級	243,824円	236,101円	231,182円	226,263円
	3級	254,702円	241,520円	236,489円	231,457円
	4級	265,090円	249,033円	247,000円	247,000円